

○尾道市建設工事等競争入札参加者資格審査規程

昭和53年8月21日  
訓令第7号

(目的)

第1条 この規程は、尾道市契約規則（昭和39年規則第28号）第38条第2項の規定に基づき、本市が発注する建設工事及び建設工事に係る調査、測量又は設計業務（以下「建設工事等」という。）の競争入札に参加する者に必要な資格要件等について必要な事項を定め、公正かつ適正な資格審査を行うことを目的とする。

(申請書等)

第2条 競争入札に参加しようとする者は、所定の様式による建設工事等入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を別に定める期間内に市長に提出しなければならない。ただし、当該期間内に提出できなかった者は、毎年市長が別に定める期間内に提出することができる。

2 市長は、申請書の提出を原則として2年ごとに行わせるものとする。

3 申請書には、次の各号に掲げる工事ごとに当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 建設工事に係る場合

- ア 総合評定値通知書
- イ 工事経歴書
- ウ 技術職員名簿
- エ 専任技術者証明書
- オ 建設業許可証明書又は建設業許可通知書
- カ 納税証明書
- キ その他特に指定したもの

(2) 調査、測量及び設計に係る場合

- ア 登録証明書等
- イ 希望業務実績調書
- ウ 有資格技術職員名簿
- エ 納税証明書
- オ 登記簿謄本（法人のみ）
- カ その他特に指定したもの

4 市長は、申請書の提出に代えて、電子申請（市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「システム」という。）を使用して申請を行うことをいう。以下同じ。）を行わせることができる。この場合において、前項に掲げる書類のうち、市長が指定するものは、同項の規定にかかわらず、システムで定める様式により作成した電磁的記録を市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させるものとする。

(審査会)

第3条 市長は、申請書を提出した者（以下「申請者」という。）に対する競争入札参加資格の審査を行うため競争入札参加者資格審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(審査会の組織)

第4条 審査会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

副市長

参事（定住交流担当）

建設部長 契約課長 土木課長 維持修繕課長 建築課長

上下水道局長 経営総務課長 水道工務課長 浄水課長 下水道課長  
因島総合支所長 因島総合支所施設管理課長  
御調支所長 御調支所まちおこし課長  
瀬戸田支所長 瀬戸田支所しまおこし課長

2 審査会の長（以下「会長」という。）は、副市長をもって充てる。副会長は、建設部長をもって充てる。

3 会長は、会務を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審査会は、会長が招集し、自らその議長となる。

2 審査会は、2年に1回定期の会議を開くものとする。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に会議を開くことができる。

3 審査会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、特に緊急を要する場合又は追加申請の審査を行う場合にあっては、持ち回りの審査により審査会の会議に代えることができる。

4 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審査会は、非公開とし、何人もその内容を他に漏らしてはならない。

（資格審査）

第6条 審査会は、申請者に係る必要な適格審査及び点数審査を行い、適格又は不適格を決定する。ただし、建設工事以外の業者については、適格審査のみとする。

（適格審査）

第7条 適格審査は、申請書及びその添付書類又は電磁的記録に基づき競争入札参加者としての適格性を審査するものとする。ただし、市内業者の適格審査については別に定めるところによる。

2 過去3年以内において、次の各号のいずれかに該当する行為をなした者は、不適格者とすることができる。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事などを粗雑にし、又は工事材料の品質若しくは数量に関し、不正の行為をした者

(2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後、3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

3 前項各号に掲げる者のほか経営状況が著しく不健全であると認められる業者又は競争入札に参加する資格を有する者として不適当な行為があった業者は、不適格とすることができる。

（点数審査）

第8条 点数審査は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による経営事項審査の総合評点により審査するものとする。

（資格の格付及び発注標準）

第9条 資格の格付けは、経営事項審査の総合評点によって、別記第1に掲げる工事の種類ごとにそれぞれ対応する等級欄に定める等級に区分する。

2 前項に規定する工事の種類、等級の区分及び当該等級に対応する発注の標準となる工事の設計金額等は、別記第2に掲げるとおりとする。

(資格の認定及び通知)

第10条 市長は、審査会の審査を経て、資格を認定するものとする。

2 前項により資格を認定した者については、建設工事等入札参加資格者名簿に登録し、資格認定の通知をしなければならない。

(資格の有効期間等)

第11条 資格の有効期間は、当該資格を認定した日の翌日から次の資格認定の日までとする。ただし、当該資格の変更があると認める者については、審査を経てその資格の期間を変更することができる。

(資格の停止又は取消し)

第12条 競争入札に参加する資格を有する者が、次の各号のいずれかに該当するときは、一定期間資格を停止し、又は取り消すことができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当するとき。
- (2) 第7条第2項及び第3項に規定する者に該当したとき。
- (3) 虚偽の申請等により資格を有したとき。
- (4) その他市長が競争入札に参加する資格を有する者として不相当であると認めるとき。

(庶務)

第13条 審査会の庶務は、建設部契約課において処理する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、競争入札参加者の資格審査に関し必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

- 1 この訓令は、昭和53年9月1日から施行する。ただし、昭和53年度において申請書を既に提出している者については、この規程に基づく申請を行ったものとみなす。
- 2 資格の格付けに際しては、当分の間主観的事項は加算しないものとする。

付 則（昭和54年6月27日訓令第5号）

この訓令は、昭和54年7月1日から施行する。

付 則（昭和54年11月1日訓令第10号）

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則（昭和55年3月31日訓令第1号）

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

付 則（昭和55年7月1日訓令第7号）

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則（昭和57年6月15日訓令第6号）

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則（昭和58年4月1日訓令第6号）

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則（昭和59年6月15日訓令第5号）  
この訓令は、公布の日から施行する。

付 則（昭和61年6月16日訓令第3号）  
この訓令は、公布の日から施行する。

付 則（昭和62年7月1日訓令第6号）  
この訓令は、公布の日から施行する。

付 則（平成元年3月31日訓令第2号）  
この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

付 則（平成2年5月31日訓令第9号）  
この訓令は、平成2年6月1日から施行する。

付 則（平成4年6月16日訓令第4号）  
この訓令は、平成4年6月17日から施行する。

付 則（平成7年6月29日訓令第6号）  
この訓令は、公布の日から施行する。ただし、平成6年度において、既に入札参加資格を認定されている者については、従前の例による。

付 則（平成8年4月1日訓令第4号）  
この訓令は、公布の日から施行する。

付 則（平成8年4月15日訓令第7号）  
この訓令は、公布の日から施行する。

付 則（平成9年4月1日訓令第3号）  
この訓令は、公布の日から施行する。

付 則（平成10年4月1日訓令第3号）  
この訓令は、公布の日から施行する。

付 則（平成12年3月31日訓令第5号）  
この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成12年6月1日訓令第8号）  
この訓令は、公布の日から施行する。

付 則（平成13年3月30日訓令第3号）  
この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成13年11月1日訓令第9号）  
この訓令は、公布の日から施行する。

付 則（平成15年3月26日訓令第4号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成15年9月26日訓令第11号）  
この訓令は、平成15年10月1日から施行する。

付 則（平成16年3月24日訓令第4号）  
この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成17年4月15日訓令第14号）  
この訓令は、平成17年4月15日から施行する。

付 則（平成17年9月30日訓令第16号）  
この訓令は、平成17年10月3日から施行する。ただし、改正後の別記第2の規定は、平成18年4月1日以後に発注する工事から適用する。

付 則（平成17年12月21日訓令第24号）  
この訓令は、平成18年1月10日から施行する。

付 則（平成19年4月6日訓令第9号）  
この訓令は、平成19年4月6日から施行する。

付 則（平成19年7月20日訓令第16号）  
この訓令は、平成19年7月20日から施行する。

付 則（平成19年9月28日訓令第21号）  
この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

付 則（平成20年3月31日訓令第7号）  
この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成20年10月22日訓令第18号）  
この訓令は、平成20年10月22日から施行する。

付 則（平成21年3月19日訓令第3号）  
この訓令は、平成21年3月19日から施行する。

付 則（平成22年4月1日訓令第9号）  
この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成22年6月4日訓令第16号）  
この訓令は、平成22年6月4日から施行する。

付 則（平成24年3月30日訓令第10号）  
この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成25年3月25日訓令第4号）  
この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年3月25日訓令第2号）  
この訓令は、平成26年3月25日から施行する。

付 則（平成29年3月28日訓令第4号）  
この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成31年3月29日訓令第4号）  
この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和元年8月1日訓令第3号）  
この訓令は、令和元年12月14日から施行する。

付 則（令和2年3月30日訓令第2号）  
この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和3年3月4日訓令第2号）  
この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和4年3月31日訓令第5号）  
この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別記第1（第9条関係）

工事の種類別格付基準

業種 等級	土木工事	建築工事	舗装工事	水道施設工 事	電気工事	管工事	その他工事
A	970点以上	820点以上	970点以上	970点以上	970点以上	970点以上	970点以上
B	970点未 満670点 以上	820点未 満620点 以上	970点未 満720点 以上	970点未 満670点 以上	970点未 満650点 以上	970点未 満620点 以上	970点未 満720点 以上
C	670点未 満470点 以上	620点未 満470点 以上	720点未 満570点 以上	670点未 満470点 以上	650点未 満500点 以上	620点未 満470点 以上	720点未 満470点 以上
D	470点未 満	470点未 満	570点未 満	470点未 満	500点未 満	470点未 満	470点未 満

別記第2（第9条関係）

工事の種類別格付基準に対応する発注標準

業種 等級	土木工事	建築工事	舗装工事	水道施設工 事	電気工事	管工事	その他工事
A	3,000 万円以上	3,000 万円以上	3,000 万円以上	3,000 万円以上	2,000 万円以上	2,000 万円以上	2,000 万円以上
B	1億円未 満300万 円以上	1億円未 満300万 円以上	5,000 万円未 満300 万円以 上	5,000 万円未 満300 万円以 上	3,000 万円未 満300 万円以 上	3,000 万円未 満300 万円以 上	3,000 万円未 満300 万円以 上
C	1,500 万円未 満130 万円以 上	1,500 万円未 満130 万円以 上	1,500 万円未 満130 万円以 上	1,500 万円未 満130 万円以 上	1,000 万円未 満130 万円以 上	1,000 万円未 満130 万円以 上	1,000 万円未 満130 万円以 上
D	130万円 未満	130万円 未満	130万円 未満	130万円 未満	130万円 未満	130万円 未満	130万円 未満